

山梨県の融資制度のご案内

経営力強化支援融資

国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関）等の支援を受けながら経営改善や経営力の強化に取り組む中小企業者を支援する融資です。

融資対象 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

※認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページでご確認ください。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>)

限度額 運転資金・設備資金 合計 1 億円

融資利率 1.7%

保証料率 SN5 号 0.8%、一般保証 0.45%～1.75%

運転資金 5 年以内（1 年以内の据置を含む）

償還期間 設備資金 7 年以内（1 年以内の据置を含む）

借換資金 10 年以内（1 年以内の据置を含む）

申込書類 事業行動計画書、市町村長の認定書（セーフティネット 5 号を申し込む場合）、納税証明書、財務書類などが必要となります。

注：セーフティネット 5 号の利用は、以下に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。

- ・経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）（ゼロゼロ融資）に係る既往借入金
- ・新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る既往借入金
- ・経済変動対策融資（経済危機・災害復旧関係）（SN4 号、危機関連保証（いずれも新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。））に係る既往借入金
- ・新型コロナウイルス感染症関連借換融資（SN4 号）に係る既往借入金
- ・新型コロナウイルス感染症関連借換融資（SN5 号：危機関連指定期間期間中に信用保証協会が受付・実行したものに限り。）に係る既往借入金
- ・経済変動対策融資（不況業種関係）（危機関連指定期間中に保証協会が受付・実行したものに限り。）に係る既往借入金

※危機関連指定期間＝R2. 2. 1～R3. 12. 31

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA クレイン JA フルーツ山梨 JA ふえふき JA 山梨みらい JA 南アルプス市
JA 梨北 JA 山梨信連

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）